

競技規則

(目的)

第1条 一般社団法人日本ろうあ者卓球協会(以下「協会」という。)が主催又は、主管する公式大会の競技に関し必要な事項を定める。

(適用)

第2条 この規則に定めのない事項は、日本卓球協会規則及び細則に準じて行う。

2 何らかの問題が発生した場合は審判長及び協会の決定に従うものとする。

(大会趣旨)

第3条 次の大会を公式大会とし、それ以外の大会は親睦大会とする。

(1) 全国ろうあ者卓球選手権大会

(2) 全国ろうあ者卓球リーグ戦

(試合球)

第4条 試合球の色は白色とする。

2 使用球は日本卓球協会公認指定球の硬球40ミリメートルとする。ただし、各大会の要項でメーカーを指定した場合はその限りでない。

(服装等)

第5条 競技用服装は、日本卓球協会が公認したマークの付いたものでなければならない。服装の着用が困難な場合は、事前に審判長及び協会へ連絡し、許可を得ること。

2 ゼッケンは、日本卓球協会公認のゼッケンを背部に着用すること。

(選手等の登録、追加、変更)

第6条 個人戦の選手(以下「選手等」という。)の登録は、(大会趣旨)の(1)は大会の2ヶ月前までとし、(2)は大会の1ヶ月前までとする。

2 選手等の追加、変更は(大会趣旨)の(1)に限り大会の1ヶ月前までとする。ただし、棄権のみ当日まで受付ける。

(競技方法)

第7条 原則として全試合5ゲームマッチとするが、場合によっては、3ゲームマッチ又は7ゲームマッチにすることがある。

2 全国ろうあ者卓球選手権大会においては2つのリーグに分けて試合を行う。

3 全国ろうあ者卓球リーグ戦においては複数のブロックに分けて試合を行う。試合の結果により次回の大会において上位2位を昇格、下位2位を降格するものとする。

4 前2項、前3項に関わらず参加人数により競技方法を変更することがある。

(大会派遣選手の選考)

第8条 この規則における公式大会は、大会派遣の選考基準として参考にすることがある。

(不服申立)

第9条 協会のする決定に対する不服申立は、一般財団法人日本スポーツ仲裁機構の『スポーツ仲裁

規則』に従ってなされるスポーツ仲裁により解決されるものとする。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

- 2 この要領に定めるもののほか、監督会議又は理事会会議において、競技実施に関し申し合わせ事項を設けることができる。

附 則

1. この規程は、平成25年6月1日より施行する。
2. この規程は、平成25年9月1日より改正施行する。